

## ○独立行政法人農業者年金基金職員給与規程

(平成15年10月1日制定)

改正	平成15年10月31日	平成20年 3月 3日	平成25年12月18日	平成30年12月 5日
	平成15年12月17日	平成20年12月12日	平成26年11月27日	令和元年12月 9日
	平成16年 3月26日	平成21年 2月16日	平成27年 3月26日	令和 2年 3月30日
	平成16年10月28日	平成21年11月30日	平成28年 2月 4日	令和 4年12月 1日
	平成17年 3月28日	平成22年 3月29日	平成28年 3月25日	令和 5年11月30日
	平成17年11月11日	平成22年11月30日	平成28年12月 1日	令和 6年12月26日
	平成18年 3月27日	平成23年 3月30日	平成29年 3月28日	令和 7年 3月31日
	平成18年12月 6日	平成23年12月20日	平成29年 9月28日	
	平成19年12月13日	平成24年 3月30日	平成29年12月22日	

### 第1章 総則

(総則)

第1条 独立行政法人農業者年金基金就業規則（以下「就業規則」という。）第2条に規定する職員（以下「職員」という。）の給与の支給については、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 職員の給与は、基本給及び諸手当とし、それぞれ次の区分により支給する。

#### (1) 基本給

- ア 俸給
- イ 扶養手当
- ウ 管理職手当
- エ 役職手当

#### (2) 諸手当

- ア 特別都市手当
- イ 超過勤務手当
- ウ 通勤手当
- エ 住居手当
- オ 単身赴任手当
- カ 管理職員特別勤務手当
- キ 期末手当
- ク 勤勉手当

(給与の支払)

第3条 職員の給与は、通貨で直接職員にその全額を支払うものとする。ただし、法

令若しくは別に定めるものがあるときは、給与の一部を控除して支払うことができる。

## 第2章 基本給

(俸給)

第4条 職員の受ける俸給は、その職務の複雑、困難及び責任の度合に応じて決定し、その俸給月額は、一般職員俸給表（別表）に定めるところによる。

(初任給)

第5条 新たに職員を採用した場合におけるその職員の初任給は、次の基準により決定する。

(1) 大学卒業者 6等級18号俸

(2) 高等学校卒業者 6等級2号俸

2 前項に規定するもののほか、初任給の決定に関し必要な事項は、別に定める。

(昇格)

第6条 職員が次の各号の一に該当する場合は、その職員が現に格付されている等級の1等級上位に昇格させることができる。

(1) 課長又は考査役から企画調整室長又は部長に昇任したとき

(2) 課長補佐又は室長補佐から課長又は考査役に昇任したとき

(3) 課員から課長補佐、室長補佐又は副考査役に昇任したとき

(4) 前各号以外で特に昇格させることが適当と認められたとき

2 前項第4号の規定により1等級上位の等級に昇格させるとき及び職員の等級を1等級上位の等級に昇格させた場合におけるその者の号俸の決定は、別に定める基準により行うものとする。

(昇給)

第7条 職員の昇給は、昇給日前の9月30日以前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給日の前日までの間に当該職員が就業規則第50条の規定による懲戒処分及び独立行政法人農業者年金基金懲戒等取扱要領第1の(2)による矯正措置を受けた場合には、これらの事由を併せて考慮するものとする。

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、前項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号俸数を4号俸（一般職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の等級が2等級以上である職員にあつては3号俸）とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。

3 55歳を超える職員に関する第1項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好又は特に良好であり、かつ、同項後段の規

定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて別に定める基準に従い決定するものとする。

4 職員の昇給は、その属する職務の等級における最高の号俸を超えて行うことができない。

(昇給の時期)

第8条 職員の昇給の時期は、毎年1月1日とする。ただし、理事長が別に昇給の時期を指定した場合は、この限りでない。

(俸給の支給日)

第9条 職員の俸給は、当月分を毎月15日（その日が就業規則第11条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日（以下「支給定日」という。))に支給する。ただし、理事長が特に支給定日以外の日を指定した場合は、この限りでない。

(採用、退職等の場合の俸給の支給)

第10条 新たに職員となった者には、その者が職員となった日から俸給を支給し、昇給又は昇格により俸給の額に異動を生じた者には、その異動を生じた日から新たに定められた俸給を支給する。

2 職員が退職し、又は解雇された場合は、その者が退職し、又は解雇された日まで俸給を支給する。

3 職員が死亡した場合は、その死亡の日の属する月の俸給の全額を支給する。

(俸給の日割計算)

第11条 俸給を支給する場合であって、採用、解雇等により月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その月分の俸給額は、その月の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

(扶養手当)

第12条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）に係る扶養手当は、国等の職員から引き続き独立行政法人農業者年金基金（以下「基金」という。）の職員となった者で、国等の退職時に行政職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であった職員等（以下「国等の退職時に行（一）9級以上であった職員等」という。）に対しては、支給しない。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

- (1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

- (3) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (5) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき13,000円、扶養親族たる父母等については一人につき6,500円（一般職員俸給表の適用を受ける職員でその等級が1等級の職にあるもの（以下「1等級の職にあるもの」という。）にあつては、3,500円）とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第13条 新たに職員となった者に扶養親族（国等の退職時に行（一）9級以上であったもの等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（国等の退職時に行（一）9級以上であったもの等に扶養親族たる父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第2号若しくは第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び国等の退職時に行（一）9級以上であったもの等に扶養親族たる父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（国等の退職時に行（一）9級以上であったもの等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族（国等の退職時に行（一）9級以上であったもの等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に前項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（国等の退職時に行（一）9級以上であったもの等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた

日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（国等の退職時に行（一）9級以上であったもの等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第1項の規定による届出に係るもの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる父母等で第1項の規定による届出に係るものがある一般職員俸給表の適用を受ける職員でその等級が2等級以下のもの（以下「2等級以下の職にあるもの」）が1等級の職にあるものとなった場合
- (4) 扶養親族たる父母等で第1項の規定による届出に係るものがある1等級の職にある職員が2等級以下の職にあるものとなった場合
- (5) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

4 第9条の規定は、扶養手当の支給について準用する。ただし、俸給の支給の支給日までに扶養手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

5 前各項に規定するもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。  
（管理職手当）

第14条 管理職手当は、次の各号に掲げる職にある職員にその区分に応じ、当該各号に定める月額を支給する。

- (1) 企画調整室長及び部長 91,100円
- (2) 審理役及び数理役 83,200円
- (3) 課長及び考査役 60,400円

2 前項の規定による額が、独立行政法人農業者年金基金役員給与規程第4条第1項に規定する役員の本俸月額のうち最低本俸月額及びこれに対する特別調整手当の月額の合計額に112分の100を乗じて得た額から職員が受ける俸給と扶養手当の月額を差し引いた額以上の額となる場合には、その者に支給する管理職手当の月額は、前項の規定にかかわらずその差し引いた額に満たない範囲内で理事長が別に定める額

とする。

3 第16条の規定は、第1項に規定する職員には適用しない。

4 第9条から第11条までの規定は、管理職手当の支給について準用する。

(役職手当)

第14条の2 役職手当は、専門役、課長補佐、室長補佐、副考査役及び個人情報管理役（理事長が別に定める要件を満たしている職員に限る。）の職にある職員に月額25,000円を支給する。

2 第9条から第11条までの規定及び前条第2項の規定は、役職手当の支給について準用する。

### 第3章 諸手当

(特別都市手当)

第15条 特別都市手当は、東京都特別区に在勤する職員に支給する。

2 特別都市手当の月額、俸給、扶養手当及び管理職手当又は役職手当の月額の合計額に100分の14を乗じて得た額とする。

3 第9条から第11条までの規定は、特別都市手当の支給について準用する。

(超過勤務手当)

第16条 超過勤務手当は、次の各号により算出した額を支給する。

(1) 休日以外の日において正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、休日以外の日において正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の125（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の150）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(2) 休日において勤務することを命ぜられた職員には、休日において勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の135（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の160）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(3) 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1号及び前号の規定にかかわらず、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(4) 就業規則第12条の2第1項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかったときは、前号に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当

の支給に係る時間に対しては、当該時間 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1号又は第2号で定めた割合を減じた割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。

- 2 前項の勤務 1 時間当たりの給与額は、俸給及び役職手当の月額並びにこれらに対する特別都市手当の月額の合計額を当該職員の 1 年間の勤務時間を12で除して得た時間数で除して得た額とする。
- 3 超過勤務手当は、1 箇月分を翌月における俸給の支給定日に支給する。ただし、超勤代休時間に勤務した場合において支給する当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当は、超勤代休時間が指定された日の属する月の翌月における俸給の支給定日に支給する。

（通勤手当）

第17条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用して、その運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び第 3 号に掲げる職員を除く。）
  - (2) 通勤のため自動車その他の交通用具で別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
  - (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるものを除く。）
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 前項第 1 号に掲げる職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。
  - (2) 前項第 2 号に掲げる職員 次掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額

- ア 自動車等の使用距離（以下「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円
- イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円
- ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円
- エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円
- オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円
- カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円
- キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円
- ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円
- ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24,400円
- コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26,200円
- サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28,000円
- シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29,800円
- ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額

3 国、独立行政法人若しくは地方公共団体、公庫公団等の特殊法人若しくはこれに準ずる法人又は関係団体（以下「国等」という。）からの異動に伴い、基金の職員となったことにより、通勤の実情に変更を生じることとなった職員で別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄

道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（以下「特別料金等相当額」という。）
  - (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額
- 4 前項の規定は、新たに俸給表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（採用の事情等を考慮して理事長が定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。
  - 5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が二以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が二以上ある場合においては、その合計額）の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。
  - 6 通勤手当は、支給単位期間（別に定める通勤手当にあっては、別に定める期間）に係る最初の月の理事長が定める日に支給する。
  - 7 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。
  - 8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。
  - 9 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第18条 （削除）

（住居手当）

第19条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（有料の宿舍を貸与され、使用料を支払っている職員その他別に定める職員を除く。）
- (2) 第22条第1項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額）とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

ア 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額

イ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額

- (2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

第20条 新たに前条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、その居住の実情を速やかに理事長に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があった場合についても、同様とする。

第21条 住居手当の支給は、職員が新たに第19条の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同条に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、前条の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

3 第9条の規定は、住居手当の支給について準用する。ただし、俸給の支給定日までに住居手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

4 前各項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。  
(単身赴任手当)

第22条 単身赴任手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 事務所を異にする異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員。ただし、配偶者の住居から在勤する事務所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

(2) 国等の職員から引き続き基金の職員(理事長の指定する者に限る。)となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該職員となる直前の住居から当該職員となった直後に在勤する事務所に通勤することが通近距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

(3) 前2号に規定する職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員

2 単身赴任手当の月額は、30,000円(別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下単に「交通距離」という。)が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額)とする。

第23条 新たに前条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、配偶者等との別居の状況等を速やかに理事長に届け出なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても、同様とする。

2 単身赴任手当の支給は、職員が新たに前条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が同条第1項に規定する要件を欠くに至った日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、前項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の

翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 3 単身赴任手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、単身赴任手当の月額を増額して改定する場合について準用する。
- 4 第9条の規定は、単身赴任手当の支給について準用する。ただし、俸給の支給定日までに単身赴任手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。
- 5 前各項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（管理職員特別勤務手当）

第24条 第14条第1項に掲げる職にある職員（以下「管理職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により休日に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により休日以外の日の午後10時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
  - (1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲において別に定める額とする。ただし、当該勤務に従事する時間等を考慮して別に定める勤務をした職員にあっては、当該額に100分の150を乗じて得た額とする。
  - (2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において別に定める額とする。
- 4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（期末手当）

第25条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び次条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、6月30日及び12月10日（これらの日が休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日。以下この条及び次条においてこれらの日を「支給日」という。）にそれぞれ支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（別に定める職員を除く。）についても同様とする。

- 2 期末手当の額は、職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき俸給及び扶養手当の

月額並びにこれらに対する特別都市手当の月額の合計額（企画調整室長、部長、審理役及び数理役の職にある職員にあってはその額に、俸給の月額に100分の23を乗じて得た額を加算した額、課長及び考査役の職にある職員にあってはその額に、俸給の月額に100分の14を乗じて得た額を加算した額。以下「期末手当基礎額」という。）を基礎として国家公務員の例に準じて別に定める基準により計算した額に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて別に定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 次に掲げる職にある職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、それぞれその基準日現在において受けるべき俸給の月額及びこれに対する特別都市手当の月額の合計額に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を加算した額を前項の期末手当基礎額とする。

- (1) 一般職員俸給表の1等級の職にある職員 100分の20
- (2) 一般職員俸給表の2等級の職にある職員 100分の15
- (3) 一般職員俸給表の3等級の職にある職員 100分の10
- (4) 一般職員俸給表の4等級の職にある職員並びに一般職員俸給表の5等級の職にある職員であって別に定める要件を満たしている職員 100分の5

4 国等の職員から引き続き基金の職員となった者及び基金を定年退職し再雇用となった者で理事長が指定する者については、その者が国及び基金等に在職した期間は、前項に規定する在職期間の算定に当たっては、これに含まれるものとする。

5 前項の職員が基準日前1箇月以内に退職し、引き続き国等の職員（基金における在職期間を期末手当又はこれに類するものの支給について当該職員として算入される者に限る。）となったときは、期末手当は支給しない。

6 前各項に規定するもののほか、期末手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。  
（勤勉手当）

第26条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、支給日にそれぞれ支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（別に定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。以下この項において同じ。）において受けるべき俸給の月額及びこれに対する特別都市手当の月額の合計額（企画調整室長、部長、審理役及び数理役の職にある職員にあってはその額に、俸給の月額に100分の23を乗じて得た額を加算した額、課長及び考査役の職にある職員にあってはその額に、俸給の月額に100分の14を乗じて得た額を加算した額。以下「勤勉手当基礎額」という。）に別に定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、基

金が支給する勤勉手当の額の総額は、それぞれの基準日現在において、職員が受けるべき勤勉手当基礎額にそれぞれの基準日現在において職員が受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する特別都市手当の月額の合計額を加算した額を基礎として国家公務員の例に準じて別に定める基準により計算した額の総額を超えてはならない。

3 前条第3項に掲げる職にある職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、それぞれの基準日現在において受けるべき俸給の月額及びこれに対する特別都市手当の月額の合計額に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を加算した額を前項の勤勉手当基礎額とする。

4 前各項に規定するもののほか、勤勉手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第27条 (削除) 第4章 雑則

第28条 就業規則第17条各項の規定により欠勤として取り扱われる場合における職員の給与は、第16条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額にその職員が欠勤として取り扱われた時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

(欠勤者の給与)

第29条 職員が欠勤した場合には、次の各号により給与を支給する場合を除き、その欠勤日数を基礎として日割りによって計算した額を給与から減じて支給する。

(1) 年次有給休暇、特別有給休暇、業務上の負傷若しくは疾病又は通勤(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第1項第2号に規定する通勤をいう。以下次条において同じ。)による負傷若しくは疾病による病気有給休暇の場合は、全期間について給与の全額

(2) 前号に規定する以外の一の負傷又は疾病による病気有給休暇等が引き続いている場合においては、当該病気有給休暇等の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後の引き続き勤務しない期間における病気有給休暇等の日(1回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを病気有給休暇等により勤務しなかった日に限る。次号において同じ。)につき、俸給の半額を減ずる。

(3) 第1号に規定する以外の一の負傷又は疾病が治癒し、他の負傷又は疾病による病気有給休暇等が引き続いている場合においては、当初の病気有給休暇等の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後の引き続き勤務しない期間における病気有給休暇等の日につき、俸給の半額を減ずる。

2 前項第2号及び第3号の欠勤の期間には、休日を通算するものとする。

(休職者の給与)

第30条 就業規則第34条第2項の規定による休職者の給与については、次の各号による。

(1) 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり休職を命じられた場合は、休職期間中給与の全額を支給する。

(2) 職員が就業規則第32条の規定により休職を命じられた場合は、俸給、扶養手当、特別都市手当、住居手当及び期末手当(ウに掲げる場合は期末手当を除く。)に次に定める割合を乗じて得た額を支給する。

ア (削除)

イ 同条第1項第1号の規定により休職を命じられた場合 当該休職期間が満1年に達するまでは100分の80

ウ 同条同項第3号の規定により休職を命じられた場合 100分の60

エ 同条同項第4号の規定により休職を命じられた場合 その都度定める割合  
(育児休業等職員の給与等)

第31条 就業規則第25条第1項の規定に基づき育児休業又は育児短時間勤務をする職員の給与については、次の各号に定めるところによる。

(1) 育児休業をしている期間については、給与を支給しない。

(2) 第25条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(別に定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員については、前号の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。

(3) 第25条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員については、第1号の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(4) 育児短時間勤務により勤務時間が減じられて勤務している場合には、その減じられて勤務しない1時間につき、第16条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。ただし、第14条第1項に掲げる職にある職員にあっては、勤務1時間当たりの給与額を算出するに当たり、管理職手当は算入しないものとする。

2 育児休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号俸については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

3 前2項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(介護休業等職員の給与等)

第32条 就業規則第26条第1項の規定に基づき介護休業又は介護短時間勤務をする職員の給与については、次の各号に定めるところによる。

(1) 介護休業をしている期間については、給与を支給しない。

(2) 介護短時間勤務により勤務時間が減じられて勤務している場合には、その減じられて勤務しない1時間につき、第16条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。ただし、第14条第1項に掲げる職にある職員に

あつては、勤務1時間当たりの給与額を算出するに当たり、管理職手当は算入しないものとする。

- 2 介護休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号俸については、当該介護休業をした期間の2分の1に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 3 前2項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(端数処理)

第33条 第11条の規定による俸給の日割額、第16条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額その他の給与額を算定する場合において、円位未満の端数を生じたときは、俸給、超過勤務手当等の給与項目ごとに、これを切り捨てるものとする。

- 2 第16条第2項の超過勤務手当の支給の基礎となる勤務時間数は、一の給与期間の全時間数（支給割合を異にする部分があるときは、その異にする部分ごとに各別に計算した時間数）によって計算するものとし、1時間未満の端数が生じたときは、30分未満の端数は切り捨て30分以上の端数は1時間に切り上げる。
- 3 第28条の欠勤における時間数に、1時間未満の端数が生じたときは、30分未満の端数は切り捨て、それ以上は1時間に切り上げる。

## 附 則

- 1 この規程は、平成15年10月1日から施行する。
- 2 独立行政法人農業者年金基金設立の際、解散した農業者年金基金（以下「旧法人」という。）の職員であった者で、引き続き独立行政法人農業者年金基金の職員となった者（この規程の施行の日までに在職し、既に退職した者を含む。）の在職期間の算定については、旧法人の職員であった期間を独立行政法人農業者年金基金の在職期間とみなす。
- 3 平成11年4月1日（以下「基準日」という。）前から引き続き旧法人の職員俸給表の適用を受ける職員のうち、基準日において53歳を超え55歳を超えていない職員については、第7条第4項本文の規定にかかわらず、55歳に達した後も、なお従前の例により昇給させることができ、基準日において51歳を超え53歳を超えていない職員については2回に限り、基準日において49歳を超え51歳を超えていない職員については1回に限り、同項本文の規定にかかわらず、55歳に達した後も、なお従前の例により昇給させることができる。ただし、基準日において53歳を超えていない職員のうち、55歳に達した日の翌日からこの項の規定による昇給をさせようとする日までの間において、その者の属する職務の等級又はその受ける俸給月額に異動があり、当該異動後の俸給月額を決定する際の計算の過程において、この項の規定による昇

給をしたこととされたもの又は育児休業、休職、介護休暇若しくは欠勤のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至ったことにより、復職時における本俸月額調整を受けた職員で、昇給したものとみなす時期が55歳に達した日後となるものについては、この項に規定する昇給の回数から当該昇給の回数を除くものとする。

- 4 基準日以後に新たに旧法人又は独立行政法人農業者年金基金の職員俸給表の適用を受けることとなった職員のうち、人事交流等により国、地方公共団体、公庫公団等の特殊法人若しくはこれに準ずる法人又は関係団体に使用される者（以下「国家公務員等」という。）から引き続き職員となったもの（基準日前において、国家公務員等として在職していたことがある者で、基準日前の国家公務員等として在職していた日から、当該職員となった日（以下「採用日」という。）までの間において、国家公務員等として在職していなかった期間がないものに限る。）で、基準日において49歳を超え、55歳を超えていない職員の55歳に達した日後における昇給については、附則第3項及び前項の規定を準用する。ただし、基準日において53歳を超えていない職員のうち、当該採用日が55歳に達した日後である職員で、採用日における俸給月額を決定する際の計算の過程において前項又はこの項の規定による昇給をしたこととされたものについては、前項本文の規定する昇給の回数から当該昇給の回数を除くものとする。

#### 附 則（平成15年10月31日）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成15年11月1日から施行する。  
（平成15年12月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 平成15年12月に支給する期末手当の額は、この規程による改正後の独立行政法人農業者年金基金職員給与規程第25条第2項から第5項まで及び第30条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（理事長が別に定める職員にあっては、第1号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額を減じた額が基準額以上になるときは、期末手当は、支給しない。
  - (1) 平成15年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者については、新たに職員となった日）において職員が受けるべき俸給、扶養手当、管理職手当、特別都市手当、通勤手当、住居手当及び単身赴任手当（独立行政法人農業者年金基金職員給与規程第22条第2項に規定する別に定める額を除く。）の月額の合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において

在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間その他理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数) を乗じて得た額

(2) 平成15年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の1.07を乗じて得た額

**附 則** (平成15年12月17日)

(施行期日)

この規程は、平成16年1月1日から施行する。

**附 則** (平成16年3月26日)

(施行期日)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

**附 則** (平成16年10月28日)

(施行期日)

この規程は、平成16年10月28日から施行する。ただし、別表第1(4条関係)の改正は、平成17年1月1日から施行する。

**附 則** (平成17年3月28日)

(施行期日)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

**附 則** (平成17年11月11日)

(施行期日)

1 この規程は、平成17年12月1日から施行する。

(平成17年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成17年12月に支給する期末手当の額は、この規程による改正後の独立行政法人農業者年金基金職員給与規程第25条第2項から第6項まで及び第30条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上になるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成17年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者)にあっては、新たに職員となった日)において職員が受けるべき俸給、扶養手当、管理職手当、特別都市手当、住居手当及び単身赴任手当(独立行政法人農業者年金基金職員給与規程第22条第2項に規定する別に定める額を除く。)の月額合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間その他別に定める期間がある職員にあっては、

ては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数) を乗じて得た額

(2) 平成17年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.36を乗じて得た額

3 前項第1号又は第2号に掲げる額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

**附 則** (平成18年3月27日)

1 この規程は、平成18年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(平成22年3月31日までの一般職員俸給表に関する経過措置)

2 平成22年3月31日までの職員給与規程別表(4条関係)一般職員俸給表の適用については、次の表の左欄に掲げる期間は、右欄に掲げる附則別表第1から附則別表第4とする。

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで	附則別表第1
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	附則別表第2
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで	附則別表第3
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで	附則別表第4

(号俸の切替え)

3 施行日の前日においてこの規程による改正前の職員給与規程別表(4条関係)一般職員俸給表の適用を受けていた職員の施行日における号俸(以下「新号俸」という。)は、施行日の前日においてその者が受けていた号俸(以下「旧号俸」という。)及びその者が旧号俸を受けていた期間(理事長が特に認める職員にあっては、理事長の定める期間。(以下「経過期間」という。))に応じて附則別表第5に定める号俸とする。

(平成22年3月31日までの間における職員給与規程の適用に関する特例)

4 平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる改正後の職員給与規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第7条第1項	4号俸	4号俸を超えない範囲で理事長が別に定める号俸
	3号俸	3号俸を超えない範囲で理事長が別に定める号俸
第7条第2項	4号俸	4号俸を超えない範囲で理事長が別に定める号俸
	3号俸	3号俸を超えない範囲で理事長が別に定める号俸

	2号俸	2号俸を超えない範囲で理事長が別に定める号俸
第14条第3項	112分の100	112分の100を超えない範囲で理事長が別に定める割合
第15条第2項並びに同条第3項第1号及び同項第2号	100分の12	100分の12を超えない範囲で理事長が別に定める割合

(その他)

5 前各項に定めるもののほか、号俸の切替その他給与に関する経過措置に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

**附 則** (平成18年12月6日)

(施行期日)

この規程は、平成19年1月1日から施行する。ただし、第12条の改正規定は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則** (平成19年12月13日)

(施行期日)

この規程は、平成20年1月1日から施行する。

**附 則** (平成20年3月3日)

(施行期日)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則** (平成20年12月12日)

(施行期日)

この規程は、平成21年1月1日から施行する。

**附 則** (平成21年2月16日)

(施行期日)

この規程は、平成21年3月1日から施行する。

**附 則** (平成21年11月30日)

(施行期日)

この規程は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第14条及び附則別表第4の改正規定は、平成22年1月1日から施行する。

**附 則** (平成22年3月29日)

(施行期日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則** (平成22年11月30日)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条、第14条、第14条の2、第15条、第16条、第24条、第31条及び第32条の改正規定並びに2の(2)及び(3)は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成30年3月31日までの間、職員（適用される職務の等級が1等級、2等級及び3等級の職員に限る。以下この項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が平成22年4月1日現在において55歳に達している場合にはこの規程の施行日以後及び当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
  - (1) 俸給 当該特定職員の俸給の月額（独立行政法人農業者年金基金職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）第29条第1項第3号の適用を受ける者である場合にあっては、同条の規定の適用により、減ぜられた俸給。以下同じ。）に100分の1.5を乗じて得た額
  - (2) 管理職手当 当該特定職員の管理職手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額
  - (3) 役職手当 当該特定職員の役職手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額
  - (4) 特別都市手当 当該特定職員の俸給及び管理職手当又は役職手当の月額に対する特別都市手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額
  - (5) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給の月額及びこれに対する特別都市手当の月額の合計額に職員給与規程第25条第3項に定める割合を乗じて得た額並びに当該特定職員が受けるべき俸給の月額及びこれに対する特別都市手当の月額の合計額に同条第2項に定める割合を乗じて得た額の合計額に同項で定める理事長が別に定める割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額
  - (6) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給の月額及びこれに対する特別都市手当の月額の合計額に職員給与規程第26条第3項に定める割合を乗じて得た額並びに当該特定職員が受けるべき俸給の月額及びこれに対する特別都市手当の月額の合計額に同条第2項に定める割合を乗じて得た額の合計額に同項で定める国家公務員の例に準じて理事長が別に定める基準により決定した率を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額
  - (7) 休職者の給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額
    - ア 職員給与規程第30条第1号 前各号に定める額
    - イ 職員給与規程第30条第2号ア及びイ 第1号、第4号及び第5号に定める

額に100分の80を乗じて得た額

ウ 職員給与規程第30条第2号ウ 第1号及び第4号に定める額に100分の60を乗じて得た額

エ 職員給与規程第30条第2号エ 前各号に定める額又は一定割合を乗じて得た額

- 3 前項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての職員給与規程第16条第1項、第28条、第31条及び第32条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、職員給与規程第16条第2項の規定にかかわらず、同条同項の規定により算出した給与額から、俸給月額及び役職手当の月額並びにこれらに対する特別都市手当の月額の合計額を当該職員の1年間の勤務時間を12で除して得た時間数で除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 4 平成22年12月に支給する期末手当の額は、この規程による改正後の職員給与規程第25条第2項から第6項までの規定及び第30条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。

- (1) 平成22年12月1日において減額改定対象職員（適用される職務の等級がそれぞれ次の表の職務の等級及び号俸欄に掲げられる職員以外の職員をいう。以下同じ。）にあっては、平成22年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者）にあっては、新たに職員となった日）において職員が受けるべき俸給、扶養手当、管理職手当、特別都市手当、住居手当及び単身赴任手当（独立行政法人農業者年金基金職員給与規程第22条第2項に規定する別に定める額を除く。）の月額の合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間その他別に定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

等級	号俸
6 等級	2 号俸から61号俸
5 等級	1 号俸から52号俸
4 等級	1 号俸から58号俸

3 等級	1 号俸から29号俸
2 等級	1 号俸から17号俸

(2) 平成22年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額

(管理職手当及び役職手当の支給に係る経過措置)

5 この規程による改正後の職員給与規程第14条の規定による管理職手当及び第14条の2の規定による役職手当（以下この項において「管理職手当等」という。）の額がこの規程の施行の日の前日に適用されていた管理職手当の額（以下「経過措置基準額」という。）に達しないこととなる職員には、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間、当該管理職手当等のほか、当該管理職手当等と経過措置基準額との差額に相当する額に100分の50を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。）を管理職手当等として支給する。

**附 則**（平成23年3月30日）

（施行期日）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則**（平成23年12月20日）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成24年1月1日から施行する。
- 2 独立行政法人農業者年金基金職員給与規程附則（平成22年11月30日）第4項の管理職手当の支給に係る経過措置の適用を受ける職員（以下この項において「経過措置適用職員」という。）には、平成24年1月1日から平成24年3月31日までの間、経過措置適用職員の管理職手当の額（以下この項において「経過措置額」という。）に100分の1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。）を経過措置額から減じて得た額を管理職手当として支給する。

**附 則**（平成24年3月30日）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。  
（平成24年6月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 平成24年6月に支給する期末手当の額は、この規程による改正後の独立行政法人農業者年金基金職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）第25条第2項から第6項までの規定及び第30条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額から、次に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とする。

(1) 平成23年4月1日（同月2日から翌年3月31日までの間に減額改定対象職員

(適用される職務の等級及び号俸がそれぞれ次の表の職務の等級欄及び号俸欄に掲げられる職員以外の職員をいう。以下同じ。) となった者にあつては、減額改定対象職員となった日) において減額改定対象職員が受けるべき俸給、扶養手当、管理職手当、役職手当、特別都市手当、住居手当及び単身赴任手当(独立行政法人農業者年金基金職員給与規程第22条第2項に規定する別に定める額を除く。)の月額合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、同年4月から翌年3月までの月数(同年4月1日から翌年3月31日までの期間において在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他別に定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

等級	号俸
2 等級	1 号俸から29号俸まで
3 等級	1 号俸から39号俸まで
4 等級	1 号俸から72号俸まで
5 等級	1 号俸から58号俸まで
6 等級	2 号俸から61号俸まで

(2) 平成23年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じた額並びに同年12月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じた額

(独立行政法人農業者年金基金給与規程の特例)

3 平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)においては、職員給与規程第4条に定める一般職員俸給表(別表)の適用を受ける職員に対する俸給月額の支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に、当該職員に適用される次の表に掲げる職務の等級の区分に応じそれぞれ同表に定める割合(以下「支給減額率」という。)を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

等級	割合
1 等級	100分の9.77
2 等級から 4 等級まで	100分の7.77
5 等級及び 6 等級	100分の4.77

4 特例期間においては、職員給与規程に基づき支給される給与のうち次に掲げる給

与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 管理職手当 当該職員の管理職手当の月額に100分の10を乗じて得た額
  - (2) 役職手当 当該職員の役職手当の月額に100分の10を乗じて得た額
  - (3) 特別都市手当 当該職員の俸給月額に対する特別都市手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の管理職手当又は役職手当に対する特別都市手当の月額に100分の10を乗じて得た額
  - (4) 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
  - (5) 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
  - (6) 休職者の給与 当該職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額
    - ア 職員給与規程第30条第1号 前項及び前各号に定める額
    - イ 職員給与規程第30条第2号イ 前項並びに第3号及び第4号までに定める額に100分の80を乗じて得た額
    - ウ 職員給与規程第30条第2号ウ 前項及び第3号に定める額に、100分の60を乗じて得た額
    - エ 職員給与規程第30条第2号エ 前項及び前各号に定める額又は一定割合を乗じて得た額
- 5 特例期間においては、職員給与規程第16条第1項、第28条、第31条及び第32条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、職員給与規程第16条第2項の規定にかかわらず、同条同項の規定により算出した給与額から、俸給月額及び役職手当の月額並びにこれらに対する特別都市手当の月額の合計額を当該職員の1年間の勤務時間を12で除して得た時間数で除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。
- 6 特例期間においては、附則（平成22年11月30日）第2項の規定の適用を受ける職員に対する第3項、第4項第3号から第6号まで及び第5項の規定の適用については、第3項中「俸給月額に、」とあるのは「俸給月額から附則（平成22年11月30日）第2項第1号に定める額に相当する額を減じた額に、」と、第4項第3号中「俸給月額に対する特別都市手当の月額」とあるのは「俸給月額に対する特別都市手当の月額から附則（平成22年11月30日）第2項第4号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第4号中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から附則（平成22年11月30日）第2項第5号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第5号中「勤勉手当の額」とあるのは「勤勉手当の額から附則（平成22年11月30

日) 第2項第6号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第6号ア及びエ中「前項及び前各号」とあるのは「第6項の規定により読み替えられた前項及び前各号」と、同号イ中「前項並びに第3号及び第4号」とあるのは「第6項の規定により読み替えられた前項並びに第3号及び第4号」と、同号ウ中「前項及び第3号」とあるのは「第6項の規定により読み替えられた前項及び第3号」と、第5項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から附則(平成22年11月30日)第3項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

7 前4項の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

**附 則**(平成25年12月18日)

(施行期日)

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

**附 則**(平成26年11月27日)

(施行期日)

1 この規程は、平成26年11月27日から施行し、当該施行に係る独立行政法人農業者年金基金職員給与規程の規定は、平成26年4月1日から適用する。

(平成27年1月1日における昇給に関する特例)

2 平成27年1月1日における独立行政法人農業者年金基金職員給与規程第7条第2項の規定の適用については、同項中「4号俸」とあるのは「3号俸」と、「3号俸」とあるのは「2号俸」とする。

**附 則**(平成27年3月26日)

(施行期日)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(俸給の切替えに伴う経過措置)

2 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き独立行政法人農業者年金基金の一般職員俸給表(以下「俸給表」という。)の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなるものには、平成30年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額(適用される職務の等級が1等級、2等級及び3等級の職員(以下「特定職員」という。))にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を俸給として支給する。

3 切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員のうち、人事交流等

により国、独立行政法人若しくは地方公共団体、特殊法人若しくはこれに準ずる法人又は関係団体から引き続いて職員となった者で、その者の受ける俸給月額がその者が切替日の前日に職員となったものとした場合に同日において受けることとなる俸給月額に相当する額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額（特定職員にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を俸給として支給する。

（単身赴任手当の月額に関する経過措置）

4 第22条第2項の規定中「30,000円」とあるのは、平成28年3月31日までの間においては「26,000円」とする。

（附則（平成22年11月30日）の一部改正）

5 附則（平成22年11月30日）第2項の規定中「当分の間」を「平成30年3月31日までの間」に改める。

**附 則**（平成28年2月4日）

（施行期日）

この規程は、平成28年2月4日から施行し、当該施行に係る独立行政法人農業者年金基金職員給与規程の規定は、平成27年4月1日から適用する。

**附 則**（平成28年3月25日）

（施行期日）

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

（附則（平成27年3月26日）の一部改正）

2 附則（平成27年3月26日）第4項の規定中「平成30年3月31日までの間」を「平成28年3月31日までの間」に改める。

**附 則**（平成28年12月1日）

（施行期日）

この規程は、平成28年12月1日から施行し、当該施行に係る独立行政法人農業者年金基金職員給与規程の規定は、平成28年4月1日から適用する。

**附 則**（平成29年3月28日）

（施行期日）

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

（扶養手当の月額に関する経過措置）

2 平成29年4月1日から令和2年3月31日までの期間の扶養手当の支給額は、第12条及び第13条の規程にかかわらず、次の各号の定めるところによる。

(1) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間の扶養手当の支給額

ア 第12条第2項第1号に該当する扶養親族については、月額10,000円（職員に配偶者がいない場合の一人目については、10,000円）とし、同項第2号に該当す

る扶養親族については、一人につき月額8,000円とし、同項第3号から第5号までに該当する扶養親族については、月額6,500円（職員に配偶者がいない場合の一人目については、9,000円）とする。

イ 扶養親族たる子、弟妹及び孫（以下「子等」という。）のうち満15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子等がいる場合における扶養手当の月額は、アの規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子等の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(2) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の扶養手当の支給額

ア 第12条第2項第1号に該当する扶養親族については、月額6,500円とし、同項第2号に該当する扶養親族については、一人につき月額10,000円（職員に配偶者がいない場合の一人目については、配偶者がある場合と同様の手当額）とし、同項第3号から第5号までに該当する扶養親族については、月額6,500円（職員に配偶者がいない場合の一人目については、配偶者がある場合と同様の手当額）とする。

イ 扶養親族たる子、弟妹及び孫（以下「子等」という。）のうち満15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子等がいる場合における扶養手当の月額は、アの規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子等の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(3) 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間の扶養手当の支給額

ア 第12条第2項第1号に該当する扶養親族については、月額6,500円（一般職員俸給表の適用を受ける職員でその等級が1等級の職にあるもの（以下「1等級の職にある職員」という。）あつては、月額3,500円）とし、同項第2号に該当する扶養親族については、一人につき月額10,000円（職員に配偶者がいない場合の一人目については、配偶者がある場合と同様の手当額）とし、同項第3号から第5号までに該当する扶養親族については、月額6,500円（1等級の職にある職員にあつては、月額3,500円）とする。（職員に配偶者がいない場合の一人目については、配偶者がある場合と同様の手当額）

イ 扶養親族たる子、弟妹及び孫（以下「子等」という。）のうち満15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子等がいる場合における扶養手当の月額は、アの規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子等の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

**附 則**（平成29年 9 月28日）

（施行期日）

この規程は、平成29年10月 1 日から施行する。

**附 則**（平成29年12月22日）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成29年12月22日から施行し、この規程の施行による改正後の独立行政法人農業者年金基金職員給与規程（次項において「改正後の職員給与規程」という。）の規定は、平成29年 4 月 1 日から適用する。

（差額支給日）

- 2 改正後の職員給与規程を適用する場合には、この規程による改正前の独立行政法人農業者年金基金職員給与規程の規定に基づいて支給された給与の額と、改正後の給与規程の規定に基づいて支給される給与の額との差額を、平成30年 1 月15日に支給する。

**附 則**（平成30年12月 5 日）

（施行期日）

この規程は、平成30年12月 5 日から施行し、この規程の施行による改正後の独立行政法人農業者年金基金職員給与規程の規定は、平成30年 4 月 1 日から適用する。

**附 則**（令和元年12月 9 日）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和元年12月 9 日から施行し、この規程の施行による改正後の独立行政法人農業者年金基金職員給与規程の規定は、平成31年 4 月 1 日から適用する。

（附則（平成29年 3 月28日）の一部改正）

- 2 附則（平成29年 3 月28日）第 2 項中「平成32年 3 月31日」を「令和 2 年 3 月31日」に改める。

**附 則**（令和 2 年 3 月30日）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。  
（住居手当に関する経過措置）
- 2 令和 2 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）の前日においてこの規程による改正前の独立行政法人農業者年金基金職員給与規程（以下「改正前の職員給与規程」という。）第19条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、施行日から令和 3 年 3 月31日までの間、この規程による改正後の独立行政法人農業者年金基金職員給与規程（以下

「改正後の職員給与規程」という。)第19条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額(当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で定める額。以下「旧手当額」という。)から2,000円を控除した額の住居手当(以下「経過措置額」という。)を支給する。

(1) 改正後の職員給与規程第19条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員

(2) 旧手当額から改正後の職員給与規程第19条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員  
(経過措置の適用除外)

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する職員に対しては、経過措置額を支給しない。

(1) 施行日の前日において改正前の職員給与規程第19条第1項第1号に該当していた職員であって、次に掲げる職員のいずれかに該当するもの

ア 改正後の職員給与規程第19条の規定を適用するとしたならば新たに同条第1項第2号に該当することとなる職員

イ 改正前の職員給与規程第19条の規定を適用するとしたならば同条第1項第1号に該当しないこととなる職員

(2) 施行日の前日において改正前の職員給与規程第19条第1項各号のいずれにも該当していた職員であって、同条の規定を適用するとしたならば同条第1項各号のいずれか又は全てに該当しないこととなる職員

(3) 前項に規定する旧手当額が2,000円以下となる職員  
(家賃の月額に変更があった場合の旧手当額)

4 第2項の当該相当する額を超えない範囲内で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を基礎として改正前の給与規程第19条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額(改正前の給与規程第19条第1項各号のいずれにも該当していた場合は、当該各号それぞれについて次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を基礎として改正前の給与規程第19条第2項各号の規定により算出される額の合計額)とする。

(1) 変更後の家賃の月額が当該変更前に支給されていた第2項の規定による住居手当の月額の算出の基礎となった家賃の月額(以下この号及び次号において「旧家賃月額」という。)より高い場合 旧家賃月額

(2) 変更後の家賃の月額が旧家賃月額より低い場合 変更後の家賃の月額

**附 則** (令和4年12月1日)

(施行期日)

この規程は、令和4年12月1日から施行し、この規程の施行による改正後の独立行

政法人農業者年金基金職員給与規程の規定は、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和5年11月30日）

（施行期日）

この規程は、令和5年12月1日から施行し、この施行による改正後の独立行政法人農業者年金基金職員給与規程第4条の別表は、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和6年12月26日）

（施行期日）

1 この規程は、令和6年12月26日から施行し、この規程の施行による改正後の独立行政法人農業者年金基金職員給与規程（次項において「改正後の職員給与規程」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

（差額支給日）

2 改正後の職員給与規程を適用する場合には、この規程による改正前の独立行政法人農業者年金基金職員給与規程の規定に基づいて支給された給与の額と、改正後の職員給与規程の規定に基づいて支給される給与の額との差額を、令和7年1月15日に支給する。

附 則（令和7年3月31日）

（施行期日）

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

2 切替日から令和8年3月31日までの間における改正後の給与規程第12条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「第5号」とあるのは「第6号」と、「対しては支給しない。」とあるのは「対しては支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、国等の職員から引き続き農業者年金基金の職員となった者で、国等の退職時に行政職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であったもの等に対しては、支給しない。」と、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは「／(5) 重度心身障害者／(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）／」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

3 第17条第4項の規定は、切替日前に新たに俸給表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

附則別表第 1

一般職員俸給表

等級 号俸	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	495,300	387,600	339,000	281,600	192,200	
2	498,800	390,600	341,800	284,400	194,600	152,600
3	502,200	393,500	344,700	287,300	197,100	154,300
4	505,700	396,500	347,600	290,200	199,600	156,100
5	509,000	399,400	350,400	292,800	202,200	157,900
6	512,400	402,200	353,200	295,700	204,700	159,600
7	515,900	405,100	356,100	298,600	207,300	161,300
8	519,400	408,000	359,000	301,500	209,900	163,000
9	522,800	410,900	361,700	304,200	212,300	164,600
10	526,200	413,900	364,600	307,000	214,800	166,400
11	529,600	416,900	367,500	309,800	217,400	168,200
12	532,900	419,900	370,400	312,500	220,000	170,000
13	536,300	422,800	373,000	315,400	222,400	171,700
14	539,600	425,700	375,900	318,300	224,900	173,400
15	543,000	428,600	378,800	321,200	227,500	175,200
16	546,400	431,400	381,600	324,000	230,100	177,000
17	549,600	434,400	384,400	326,700	232,500	178,800
18	553,000	437,400	387,300	329,500	235,000	180,800
19	556,400	440,400	390,200	332,200	237,600	182,800
20	559,700	443,300	393,000	335,000	240,200	184,700
21	563,000	446,300	396,000	337,800	242,600	186,600
22	566,300	449,300	398,900	340,500	245,200	188,600
23	569,500	452,200	401,700	343,100	247,800	190,600
24	572,800	455,200	404,600	345,800	250,400	192,600
25	576,000	458,000	407,400	348,400	252,900	194,600
26	579,200	461,000	410,300	351,000	255,800	196,700
27	582,300	464,100	413,100	353,500	258,700	198,800
28	585,500	467,200	416,000	356,100	261,600	200,900

29	588,800	470,300	418,900	358,600	264,200	203,000
30	591,800	473,400	421,600	361,100	267,100	205,200
31	594,900	476,600	424,400	363,500	270,000	207,400
32	598,000	479,800	427,200	366,000	272,800	209,600
33	601,100	482,700	430,100	368,600	275,500	211,700
34	604,200	485,900	432,800	371,000	278,300	213,600
35	607,300	489,100	435,600	373,300	281,100	215,600
36	610,300	492,200	438,400	375,700	283,800	217,600
37	613,400	495,200	441,000	378,200	286,700	219,600
38	616,300	498,300	443,600	380,600	289,200	221,500
39	619,100	501,300	446,200	382,900	291,700	223,300
40	622,000	504,400	448,800	385,300	294,100	225,200
41	625,000	507,300	451,300	387,600	296,600	226,900
42	627,600	510,200	453,700	389,900	298,900	228,400
43	630,100	513,200	456,100	392,100	301,200	229,900
44	631,700	516,200	458,500	394,400	303,400	231,400
45	632,700	519,000	460,900	396,500	305,800	232,900
46	633,700	521,800	463,200	398,600	308,100	234,400
47	634,700	524,700	465,500	400,700	310,400	235,900
48	635,700	527,600	467,800	402,700	312,600	237,400
49	636,700	530,200	470,200	404,800	314,900	238,900
50		533,100	472,100	406,700	316,900	240,300
51		536,000	474,100	408,600	318,900	241,700
52		538,900	476,100	410,500	320,900	243,000
53		541,500	478,200	412,200	322,900	244,200
54		544,100	479,800	413,800	324,700	245,500
55		546,700	481,300	415,400	326,500	246,800
56		549,300	482,900	417,000	328,300	248,100
57		551,900	484,300	418,700	330,100	249,400
58		554,000	485,700	420,100	331,700	250,700
59		556,100	487,100	421,400	333,400	252,000
60		558,200	488,500	422,800	335,100	253,200
61		560,200	489,900	424,300	336,600	254,600
62		562,300	490,900	425,500	338,100	

63		564,400	492,000	426,700	339,600	
64		566,500	493,100	427,900	341,100	
65		568,700	494,100	429,000	342,600	
66		570,600	495,000	430,100	344,000	
67		572,100	495,900	431,100	345,400	
68		573,100	496,800	432,200	346,800	
69		574,100	497,500	433,200	348,000	
70		575,100	498,400	434,300	349,300	
71		576,100	499,300	435,400	350,600	
72		577,100	500,100	436,500	351,800	
73			500,800	437,400	353,100	
74			501,700	438,400	354,300	
75			502,600	439,400	355,500	
76			503,500	440,400	356,700	
77			504,300	441,400	357,800	
78			505,200	442,100	358,900	
79			506,100	442,800	360,000	
80			507,000	443,500	361,100	
81			507,700	444,200	362,200	
82			508,600	444,900	363,100	
83			509,500	445,600	364,000	
84			510,300	446,300	364,900	
85			511,100	447,000	365,700	
86			511,900	447,700	366,400	
87			512,600	448,400	367,100	
88			513,300	449,100	367,800	
89			514,000	449,700	368,400	
90			514,600	450,400		
91				451,000		
92				451,700		
93				452,300		
94				453,000		
95				453,700		
96				454,400		

97				455,000		
98				455,700		
99				456,400		
100				457,100		
101				457,700		
102				458,400		
103				459,100		
104				459,800		
105				460,400		

備考 大学卒業採用職員のうち、5等級1号俸を受ける者の俸給月額は、この表にかかわらず188,100円とする。

附則別表第2

一般職員俸給表

等級 号俸	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	484,200	379,000	331,600	275,800	189,600	
2	487,600	381,800	334,400	278,700	192,000	150,500
3	490,900	384,800	337,200	281,500	194,400	152,200
4	494,400	387,700	340,000	284,200	196,900	153,900
5	497,500	390,500	342,700	286,900	199,500	155,700
6	500,900	393,300	345,500	289,700	201,900	157,400
7	504,300	396,200	348,300	292,400	204,400	159,100
8	507,700	398,900	351,200	295,300	207,000	160,800
9	511,000	401,800	353,800	298,100	209,400	162,400
10	514,400	404,700	356,700	300,800	211,900	164,100
11	517,700	407,600	359,500	303,400	214,400	165,900
12	520,900	410,600	362,200	306,200	217,000	167,700
13	524,300	413,400	364,900	309,000	219,400	169,400
14	527,500	416,300	367,700	311,800	221,900	171,200
15	530,800	419,100	370,500	314,600	224,400	172,800

16	534,200	421,800	373,300	317,500	227,000	174,500
17	537,300	424,800	376,100	320,100	229,400	176,300
18	540,600	427,700	378,800	322,700	231,800	178,300
19	543,900	430,600	381,600	325,500	234,300	180,300
20	547,200	433,500	384,500	328,300	236,900	182,200
21	550,300	436,400	387,300	330,900	239,400	184,000
22	553,600	439,300	390,200	333,500	241,900	186,000
23	556,800	442,200	393,000	336,200	244,400	188,000
24	559,900	445,100	395,800	338,800	247,000	190,000
25	563,100	447,800	398,500	341,300	249,600	192,000
26	566,100	450,800	401,300	343,800	252,400	194,000
27	569,300	453,800	404,100	346,400	255,200	196,100
28	572,400	456,800	406,900	348,800	258,100	198,200
29	575,500	459,900	409,800	351,300	260,600	200,400
30	578,600	462,900	412,400	353,700	263,400	202,400
31	581,500	466,000	415,200	356,200	266,300	204,500
32	584,500	469,100	417,900	358,500	269,200	206,700
33	587,700	472,000	420,700	361,100	271,800	208,800
34	590,600	475,200	423,400	363,400	274,500	210,800
35	593,600	478,200	426,200	365,800	277,300	212,700
36	596,600	481,300	428,800	368,000	280,000	214,600
37	599,600	484,200	431,400	370,500	282,800	216,600
38	602,500	487,200	434,000	372,800	285,300	218,500
39	605,200	490,200	436,400	375,200	287,700	220,400
40	608,100	493,200	439,000	377,400	290,100	222,200
41	611,000	496,000	441,500	379,700	292,500	223,800
42	613,400	499,000	443,800	381,900	294,800	225,300
43	616,000	501,800	446,100	384,200	297,100	226,800
44	617,600	504,800	448,500	386,400	299,300	228,300
45	618,600	507,500	450,900	388,400	301,700	229,800
46	619,400	510,200	453,100	390,500	303,900	231,200
47	620,400	513,100	455,400	392,500	306,200	232,700
48	621,400	515,800	457,600	394,600	308,500	234,100
49	622,400	518,500	459,900	396,600	310,700	235,600

50		521,300	461,800	398,400	312,600	237,000
51		524,100	463,800	400,300	314,600	238,400
52		526,900	465,700	402,100	316,500	239,800
53		529,600	467,800	403,900	318,600	240,900
54		532,000	469,300	405,400	320,300	242,200
55		534,500	470,800	406,900	322,000	243,400
56		537,100	472,400	408,500	323,800	244,700
57		539,600	473,800	410,200	325,600	246,000
58		541,700	475,200	411,500	327,300	247,300
59		543,800	476,400	412,900	328,900	248,600
60		545,800	477,800	414,300	330,600	249,900
61		547,800	479,200	415,700	332,000	251,200
62		549,800	480,200	416,800	333,500	
63		551,900	481,300	418,000	335,000	
64		553,900	482,400	419,200	336,500	
65		556,000	483,400	420,300	338,100	
66		557,500	484,300	421,300	339,400	
67		559,000	485,100	422,400	340,800	
68		560,400	485,900	423,500	342,100	
69		561,400	486,600	424,400	343,300	
70		562,400	487,500	425,500	344,600	
71		563,400	488,400	426,500	345,800	
72		564,200	489,300	427,600	347,100	
73			490,000	428,500	348,300	
74			490,800	429,500	349,500	
75			491,700	430,500	350,700	
76			492,500	431,400	351,800	
77			493,300	432,500	352,900	
78			494,200	433,200	354,000	
79			495,000	433,800	355,100	
80			495,900	434,500	356,200	
81			496,600	435,200	357,400	
82			497,500	435,900	358,200	
83			498,400	436,500	359,100	

84			499,300	437,200	360,000	
85			500,000	437,900	360,800	
86			500,700	438,600	361,400	
87			501,400	439,300	362,100	
88			502,100	440,000	362,800	
89			502,800	440,600	363,400	
90			503,400	441,200		
91				441,900		
92				442,600		
93				443,100		
94				443,800		
95				444,500		
96				445,200		
97				445,800		
98				446,400		
99				447,100		
100				447,800		
101				448,400		
102				449,100		
103				449,800		
104				450,500		
105				451,000		

備考 大学卒業採用職員のうち、5等級1号俸を受ける者の俸給月額は、この表にかかわらず186,200円とする。

### 附則別表第3

#### 一般職員俸給表

等級 号俸	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	470,900	368,700	322,800	232,800	186,100	
2	474,200	371,500	325,500	235,000	188,500	147,700
3	477,500	374,300	328,200	237,300	190,900	149,400

4	480,800	377,100	330,900	239,600	193,300	151,100
5	484,000	379,900	333,600	241,900	195,700	152,800
6	487,300	382,700	336,300	244,200	198,100	154,400
7	490,500	385,400	339,000	246,500	200,500	156,100
8	493,700	388,200	341,700	248,900	203,000	157,800
9	496,900	391,000	344,400	251,300	205,500	159,500
10	500,100	393,800	347,100	253,700	208,000	161,100
11	503,300	396,600	349,800	256,100	210,500	162,800
12	506,500	399,400	352,500	258,600	213,000	164,500
13	509,700	402,200	355,200	261,100	215,400	166,300
14	512,900	404,900	357,900	263,600	217,800	168,000
15	516,100	407,700	360,600	266,200	220,200	169,700
16	519,300	410,400	363,300	268,800	222,700	171,400
17	522,500	413,200	366,000	271,500	225,200	173,200
18	525,700	415,900	368,700	274,200	227,600	175,000
19	528,900	418,700	371,500	276,900	230,000	176,900
20	532,100	421,600	374,200	279,600	232,500	178,800
21	535,200	424,500	377,000	282,300	235,000	180,700
22	538,300	427,400	379,800	285,000	237,500	182,600
23	541,400	430,200	382,500	287,700	240,000	184,500
24	544,500	433,000	385,200	290,400	242,500	186,500
25	547,600	435,800	387,900	293,100	245,100	188,500
26	550,600	438,600	390,700	295,800	247,700	190,500
27	553,600	441,500	393,400	298,500	250,400	192,500
28	556,600	444,400	396,100	301,200	253,100	194,500
29	559,600	447,300	398,800	303,900	255,800	196,600
30	562,600	450,300	401,400	306,600	258,500	198,600
31	565,600	453,300	404,100	309,300	261,200	200,600
32	568,500	456,300	406,700	312,000	264,000	202,700
33	571,500	459,200	409,400	314,700	266,700	204,800
34	574,500	462,200	412,100	317,300	269,400	206,900
35	577,400	465,200	414,700	319,900	272,100	208,900
36	580,300	468,200	417,300	322,500	274,800	210,800
37	583,200	471,100	419,900	325,100	277,500	212,600

38	586,000	474,000	422,400	327,700	280,100	214,400
39	588,700	476,900	424,900	330,200	282,600	216,200
40	591,400	479,800	427,300	332,700	285,000	218,000
41	594,100	482,700	429,700	335,200	287,300	219,700
42	596,600	485,500	432,000	337,600	289,500	221,300
43	599,000	488,300	434,300	340,000	291,700	222,800
44	600,700	491,000	436,600	342,400	293,900	224,300
45	601,600	493,700	438,900	344,800	296,100	225,700
46	602,500	496,400	441,100	347,100	298,300	227,000
47	603,400	499,100	443,300	349,500	300,500	228,300
48	604,300	501,800	445,400	351,900	302,700	229,700
49	605,200	504,500	447,500	354,200	304,900	231,100
50		507,200	449,500	356,500	307,000	232,500
51		509,800	451,400	358,800	309,000	233,900
52		512,400	453,300	361,100	310,900	235,300
53		515,000	455,200	363,400	312,700	236,600
54		517,500	456,800	365,700	314,400	237,800
55		520,000	458,300	367,900	316,100	239,000
56		522,500	459,800	370,100	317,800	240,200
57		525,000	461,200	372,300	319,500	241,500
58		527,000	462,500	374,500	321,200	242,700
59		529,000	463,800	376,600	322,900	243,900
60		531,000	465,000	378,600	324,500	245,100
61		533,000	466,200	380,600	326,000	246,300
62		535,000	467,400	382,600	327,400	
63		536,900	468,500	384,600	328,800	
64		538,800	469,500	386,500	330,200	
65		540,700	470,400	388,400	331,700	
66		542,300	471,300	390,200	333,100	
67		543,800	472,200	391,900	334,500	
68		545,300	473,000	393,600	335,900	
69		546,200	473,800	395,200	337,200	
70		547,100	474,600	396,800	338,400	
71		548,000	475,400	398,300	339,500	

72		548,900	476,200	399,800	340,600	
73			477,000	401,200	341,800	
74			477,800	402,600	343,000	
75			478,600	403,900	344,200	
76			479,400	405,100	345,300	
77			480,200	406,300	346,400	
78			481,000	407,500	347,500	
79			481,800	408,600	348,600	
80			482,600	409,700	349,600	
81			483,400	410,700	350,600	
82			484,200	411,700	351,600	
83			485,000	412,700	352,500	
84			485,800	413,700	353,300	
85			486,600	414,700	354,100	
86			487,400	415,700	354,800	
87			488,100	416,700	355,500	
88			488,700	417,700	356,100	
89			489,300	418,700	356,700	
90			489,900	419,600		
91				420,500		
92				421,400		
93				422,200		
94				423,000		
95				423,700		
96				424,400		
97				425,000		
98				425,600		
99				426,200		
100				426,800		
101				427,500		
102				428,200		
103				428,900		
104				429,500		
105				430,100		

106				430,700		
107				431,400		
108				432,000		
109				432,600		
110				433,300		
111				433,900		
112				434,500		
113				435,100		
114				435,800		
115				436,400		
116				437,000		
117				437,600		
118				438,300		
119				438,900		
120				439,500		

附則別表第 4

一般職員俸給表

等級 号俸	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	459,300	359,900	315,100	228,000	183,500	
2	462,500	362,600	317,800	230,200	185,900	145,600
3	465,600	365,300	320,400	232,500	188,300	147,300
4	468,800	368,000	323,000	234,700	190,700	149,000
5	471,900	370,600	325,700	237,000	193,100	150,700
6	475,000	373,300	328,400	239,300	195,500	152,400
7	478,200	376,100	331,000	241,600	197,900	153,900
8	481,300	378,800	333,600	243,800	200,300	155,600
9	484,500	381,300	336,200	246,200	202,700	157,300
10	487,700	384,100	338,900	248,400	205,100	159,000
11	490,800	386,900	341,500	250,800	207,600	160,700

12	493,900	389,700	344,100	253,000	210,100	162,400
13	497,000	392,400	346,800	255,500	212,500	164,000
14	500,100	395,100	349,400	257,900	214,900	165,700
15	503,300	397,800	351,900	260,400	217,300	167,400
16	506,400	400,400	354,600	262,800	219,800	169,000
17	509,400	403,200	357,400	265,500	222,200	170,700
18	512,600	406,000	360,100	268,200	224,500	172,500
19	515,700	408,700	362,700	270,900	226,900	174,300
20	518,800	411,400	365,400	273,400	229,300	176,300
21	521,900	414,200	368,100	275,900	231,700	178,200
22	524,900	416,900	370,800	278,600	234,100	180,100
23	528,000	419,600	373,400	281,300	236,600	182,000
24	530,900	422,300	376,100	283,900	238,900	183,900
25	533,900	425,100	378,800	286,600	241,500	185,900
26	536,900	427,900	381,300	289,200	244,000	187,900
27	539,800	430,700	384,000	291,700	246,700	189,900
28	542,800	433,600	386,700	294,400	249,400	191,900
29	545,800	436,500	389,400	297,100	252,100	193,900
30	548,600	439,400	391,900	299,800	254,600	196,000
31	551,500	442,300	394,600	302,400	257,300	198,000
32	554,400	445,200	397,200	305,000	260,000	200,000
33	557,400	448,100	399,800	307,700	262,600	202,000
34	560,200	450,900	402,400	310,300	265,300	203,900
35	563,100	453,900	405,000	312,800	268,000	205,800
36	565,900	456,900	407,500	315,300	270,700	207,700
37	568,600	459,800	410,000	317,900	273,200	209,600
38	571,400	462,600	412,400	320,500	275,800	211,500
39	574,100	465,400	414,900	322,900	278,300	213,300
40	576,800	468,200	417,300	325,300	280,700	215,100
41	579,500	470,900	419,600	327,700	282,900	216,800
42	581,900	473,700	421,800	330,100	285,100	218,400
43	584,300	476,500	424,100	332,400	287,200	219,900
44	585,900	479,200	426,400	334,800	289,400	221,300
45	586,800	481,700	428,600	337,200	291,600	222,600

46	587,700	484,400	430,700	339,500	293,700	223,900
47	588,500	487,100	432,800	341,700	295,900	225,000
48	589,400	489,700	434,800	344,100	298,100	226,400
49	590,300	492,300	436,900	346,400	300,300	227,700
50		494,900	438,900	348,600	302,300	229,000
51		497,500	440,700	350,900	304,300	230,300
52		500,100	442,600	353,100	306,200	231,600
53		502,700	444,500	355,400	308,000	232,800
54		505,100	446,000	357,700	309,700	234,000
55		507,500	447,500	359,900	311,400	235,300
56		509,800	449,000	361,900	313,000	236,500
57		512,200	450,200	364,100	314,700	237,700
58		514,300	451,500	366,300	316,300	239,000
59		516,300	452,800	368,400	318,000	240,300
60		518,200	454,100	370,400	319,600	241,600
61		520,000	455,300	372,200	321,100	242,800
62		522,000	456,500	374,200	322,400	
63		524,000	457,600	376,200	323,800	
64		525,900	458,500	378,100	325,300	
65		527,800	459,400	379,900	326,800	
66		529,200	460,200	381,600	328,200	
67		530,700	461,000	383,300	329,500	
68		532,100	461,900	385,000	330,800	
69		533,000	462,700	386,600	332,000	
70		533,900	463,400	388,100	333,200	
71		534,800	464,100	389,500	334,300	
72		535,600	464,900	390,900	335,500	
73			465,700	392,300	336,700	
74			466,500	393,600	337,900	
75			467,300	394,900	339,000	
76			468,100	396,200	340,100	
77			468,900	397,400	341,200	
78			469,600	398,600	342,200	
79			470,400	399,700	343,200	

80			471, 200	400, 600	344, 300	
81			472, 000	401, 600	345, 400	
82			472, 800	402, 600	346, 400	
83			473, 600	403, 600	347, 300	
84			474, 400	404, 600	348, 100	
85			475, 200	405, 600	348, 800	
86			476, 000	406, 600	349, 500	
87			476, 700	407, 600	350, 200	
88			477, 300	408, 600	350, 900	
89			477, 900	409, 500	351, 400	
90			478, 500	410, 400		
91				411, 200		
92				412, 100		
93				412, 900		
94				413, 600		
95				414, 200		
96				414, 900		
97				415, 500		
98				416, 200		
99				416, 900		
100				417, 500		
101				418, 200		
102				418, 800		
103				419, 400		
104				420, 000		
105				420, 600		
106				421, 300		
107				421, 900		
108				422, 500		
109				423, 100		
110				423, 800		
111				424, 400		
112				425, 000		
113				425, 600		

114				426,300		
115				426,900		
116				427,500		
117				428,200		
118				428,900		
119				429,500		
120				430,100		

附則別表第5 号俸の切替表（附則第3項関係）

一般職員俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級
	経過期間						
1	3月未満	1	1	1	1	1	-
	3月以上6月未満	1	1	1	1	2	-
	6月以上9月未満	1	1	1	1	3	-
	9月以上12月未満	1	1	1	1	4	-
	12月以上	1	1	1	1	5	-
2	3月未満	1	1	1	1	5	1
	3月以上6月未満	1	1	1	1	6	2
	6月以上9月未満	1	1	1	1	7	3
	9月以上12月未満	1	1	1	1	8	4
	12月以上	1	1	1	1	9	5
3	3月未満	1	1	1	1	9	5
	3月以上6月未満	1	1	1	2	10	6
	6月以上9月未満	1	1	1	3	11	7
	9月以上12月未満	1	1	1	4	12	8
	12月以上	1	1	1	5	13	9
4	3月未満	1	1	1	5	13	9
	3月以上6月未満	1	2	2	6	14	10
	6月以上9月未満	1	3	3	7	15	11
	9月以上12月未満	1	4	4	8	16	12

	12月以上	1	5	5	9	17	13
5	3月未滿	1	5	5	9	17	13
	3月以上6月未滿	1	6	6	10	18	14
	6月以上9月未滿	1	7	7	11	19	15
	9月以上12月未滿	1	8	8	12	20	16
	12月以上	1	9	9	13	21	17
6	3月未滿	1	9	9	13	21	17
	3月以上6月未滿	1	10	10	14	22	18
	6月以上9月未滿	1	11	11	15	23	19
	9月以上12月未滿	1	12	12	16	24	20
	12月以上	1	13	13	17	25	21
7	3月未滿	1	13	13	17	25	21
	3月以上6月未滿	1	14	14	18	26	22
	6月以上9月未滿	1	15	15	19	27	23
	9月以上12月未滿	1	16	16	20	28	24
	12月以上	1	17	17	21	29	25
8	3月未滿	1	17	17	21	29	25
	3月以上6月未滿	2	18	18	22	30	26
	6月以上9月未滿	3	19	19	23	31	27
	9月以上12月未滿	4	20	20	24	32	28
	12月以上	5	21	21	25	33	29
9	3月未滿	5	21	21	25	33	29
	3月以上6月未滿	6	22	22	26	34	30
	6月以上9月未滿	7	23	23	27	35	31
	9月以上12月未滿	8	24	24	28	36	32
	12月以上	9	25	25	29	37	33
10	3月未滿	9	25	25	29	37	33
	3月以上6月未滿	10	26	26	30	38	34
	6月以上9月未滿	11	27	27	31	39	35
	9月以上12月未滿	12	28	28	32	40	36
	12月以上	13	29	29	33	41	37
11	3月未滿	13	29	29	33	41	37
	3月以上6月未滿	14	30	30	34	42	38
	6月以上9月未滿	15	31	31	35	43	39

	9月以上12月未滿	16	32	32	36	44	40
	12月以上	17	33	33	37	45	41
12	3月未滿	17	33	33	37	45	41
	3月以上6月未滿	18	34	34	38	46	42
	6月以上9月未滿	19	35	35	39	47	43
	9月以上12月未滿	20	36	36	40	48	44
	12月以上	21	37	37	41	49	45
13	3月未滿	21	37	37	41	49	45
	3月以上6月未滿	22	38	38	42	50	46
	6月以上9月未滿	23	39	39	43	51	47
	9月以上12月未滿	24	40	40	44	52	48
	12月以上	25	41	41	45	53	49
14	3月未滿	25	41	41	45	53	49
	3月以上6月未滿	26	42	42	46	54	50
	6月以上9月未滿	27	43	43	47	55	51
	9月以上12月未滿	28	44	44	48	56	52
	12月以上	29	45	45	49	57	53
15	3月未滿	29	45	45	49	57	53
	3月以上6月未滿	30	46	46	50	58	54
	6月以上9月未滿	31	47	47	51	59	55
	9月以上12月未滿	32	48	48	52	60	56
	12月以上	33	49	49	53	61	57
16	3月未滿	33	49	49	53	61	57
	3月以上6月未滿	34	50	50	54	62	58
	6月以上9月未滿	35	51	51	55	63	59
	9月以上12月未滿	36	52	52	56	64	60
	12月以上	37	53	53	57	65	61
17	3月未滿	37	53	53	57	65	-
	3月以上6月未滿	38	54	54	58	66	-
	6月以上9月未滿	39	55	55	59	67	-
	9月以上12月未滿	40	56	56	60	68	-
	12月以上	41	57	57	61	69	-
	3月未滿	41	57	57	61	69	-
	3月以上6月未滿	42	58	58	62	70	-

18	6月以上9月未滿	43	59	59	63	71	-
	9月以上12月未滿	44	60	60	64	72	-
	12月以上	45	61	61	65	73	-
19	3月未滿	-	61	61	65	73	-
	3月以上6月未滿	-	62	62	66	74	-
	6月以上9月未滿	-	63	63	67	75	-
	9月以上12月未滿	-	64	64	68	76	-
	12月以上	-	65	65	69	77	-
20	3月未滿	-	-	65	69	77	-
	3月以上6月未滿	-	-	66	70	78	-
	6月以上9月未滿	-	-	67	71	79	-
	9月以上12月未滿	-	-	68	72	80	-
	12月以上	-	-	69	73	81	-
21	3月未滿	-	-	69	73	81	-
	3月以上6月未滿	-	-	70	74	82	-
	6月以上9月未滿	-	-	71	75	83	-
	9月以上12月未滿	-	-	72	76	84	-
	12月以上	-	-	73	77	85	-
22	3月未滿	-	-	73	77	85	-
	3月以上6月未滿	-	-	74	78	86	-
	6月以上9月未滿	-	-	75	79	87	-
	9月以上12月未滿	-	-	76	80	88	-
	12月以上	-	-	77	81	89	-
23	3月未滿	-	-	77	81	-	-
	3月以上6月未滿	-	-	78	82	-	-
	6月以上9月未滿	-	-	79	83	-	-
	9月以上12月未滿	-	-	80	84	-	-
	12月以上	-	-	81	85	-	-
24	3月未滿	-	-	81	85	-	-
	3月以上6月未滿	-	-	82	86	-	-
	6月以上9月未滿	-	-	83	87	-	-
	9月以上12月未滿	-	-	84	88	-	-
	12月以上	-	-	85	89	-	-
	3月未滿	-	-	85	89	-	-

25	3 月以上 6 月未滿	-	-	86	90	-	-
	6 月以上 9 月未滿	-	-	87	91	-	-
	9 月以上12月未滿	-	-	88	92	-	-
	12月以上	-	-	89	93	-	-
26	3 月未滿	-	-	-	93	-	-
	3 月以上 6 月未滿	-	-	-	94	-	-
	6 月以上 9 月未滿	-	-	-	95	-	-
	9 月以上12月未滿	-	-	-	96	-	-
	12月以上	-	-	-	97	-	-
粹外1	3 月未滿	-	-	-	97	-	-
	3 月以上 6 月未滿	-	-	-	98	-	-
	6 月以上 9 月未滿	-	-	-	99	-	-
	9 月以上12月未滿	-	-	-	100	-	-
	12月以上	-	-	-	101	-	-
粹外2	6 月未滿	-	-	-	101	-	-
	6 月以上12月未滿	-	-	-	102	-	-
	12月以上18月未滿	-	-	-	103	-	-
	18月以上24月未滿	-	-	-	104	-	-
	24月以上	-	-	-	105	-	-

## 別表（4条関係）

## 一般職員俸給表

等級 号俸	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	<u>455,200</u>	<u>366,700</u>	<u>325,300</u>	<u>256,500</u>	<u>221,100</u>	—
2	<u>458,200</u>	<u>369,200</u>	<u>327,600</u>	<u>258,500</u>	<u>223,100</u>	<u>193,700</u>
3	<u>461,200</u>	<u>371,700</u>	<u>329,900</u>	<u>260,500</u>	<u>225,100</u>	<u>195,400</u>
4	<u>464,000</u>	<u>374,200</u>	<u>332,200</u>	<u>262,500</u>	<u>227,100</u>	<u>197,100</u>
5	<u>466,800</u>	<u>376,700</u>	<u>334,500</u>	<u>264,500</u>	<u>229,100</u>	<u>198,800</u>
6	<u>469,600</u>	<u>379,200</u>	<u>336,800</u>	<u>266,500</u>	<u>231,100</u>	<u>200,500</u>
7	<u>472,400</u>	<u>381,700</u>	<u>339,100</u>	<u>268,500</u>	<u>233,100</u>	<u>202,200</u>
8	<u>475,200</u>	<u>384,200</u>	<u>341,400</u>	<u>270,500</u>	<u>235,100</u>	<u>203,900</u>
9	<u>478,000</u>	<u>386,700</u>	<u>343,700</u>	<u>272,500</u>	<u>237,100</u>	<u>205,600</u>
10	<u>480,800</u>	<u>389,200</u>	<u>346,000</u>	<u>274,500</u>	<u>239,100</u>	<u>207,300</u>
11	<u>483,600</u>	<u>391,700</u>	<u>348,300</u>	<u>276,500</u>	<u>241,100</u>	<u>208,900</u>
12	<u>486,400</u>	<u>394,200</u>	<u>350,600</u>	<u>278,500</u>	<u>243,100</u>	<u>210,500</u>
13	<u>489,200</u>	<u>396,700</u>	<u>352,900</u>	<u>280,500</u>	<u>245,100</u>	<u>212,100</u>
14	<u>492,000</u>	<u>399,200</u>	<u>355,200</u>	<u>282,500</u>	<u>247,100</u>	<u>213,700</u>
15	<u>494,800</u>	<u>401,700</u>	<u>357,500</u>	<u>284,500</u>	<u>249,100</u>	<u>215,300</u>
16	<u>497,600</u>	<u>404,200</u>	<u>359,800</u>	<u>286,500</u>	<u>251,100</u>	<u>216,800</u>
17	<u>500,400</u>	<u>406,500</u>	<u>362,100</u>	<u>288,500</u>	<u>253,100</u>	<u>218,300</u>
18	<u>503,200</u>	<u>408,800</u>	<u>364,400</u>	<u>290,500</u>	<u>255,100</u>	<u>219,800</u>
19	<u>506,000</u>	<u>411,100</u>	<u>366,700</u>	<u>292,500</u>	<u>257,100</u>	<u>221,300</u>
20	<u>508,800</u>	<u>413,400</u>	<u>369,000</u>	<u>294,500</u>	<u>259,100</u>	<u>222,800</u>
21	<u>511,600</u>	<u>415,700</u>	<u>371,300</u>	<u>296,500</u>	<u>261,100</u>	<u>224,300</u>
22	<u>514,400</u>	<u>418,000</u>	<u>373,600</u>	<u>298,500</u>	<u>263,100</u>	<u>225,800</u>
23	<u>517,200</u>	<u>420,300</u>	<u>375,900</u>	<u>300,500</u>	<u>265,100</u>	<u>227,300</u>
24	<u>520,000</u>	<u>422,600</u>	<u>378,200</u>	<u>302,500</u>	<u>267,100</u>	<u>228,800</u>
25	<u>522,800</u>	<u>424,900</u>	<u>380,500</u>	<u>304,500</u>	<u>269,100</u>	<u>230,300</u>
26	<u>525,600</u>	<u>427,200</u>	<u>382,800</u>	<u>306,500</u>	<u>271,100</u>	<u>231,800</u>
27	<u>528,400</u>	<u>429,500</u>	<u>385,100</u>	<u>308,500</u>	<u>273,100</u>	<u>233,200</u>
28	<u>531,200</u>	<u>431,800</u>	<u>387,400</u>	<u>310,500</u>	<u>275,100</u>	<u>234,600</u>
29	<u>534,000</u>	<u>434,100</u>	<u>389,700</u>	<u>312,500</u>	<u>277,100</u>	<u>236,000</u>

30	<u>536,800</u>	<u>436,400</u>	<u>392,000</u>	<u>314,500</u>	<u>279,100</u>	<u>237,400</u>
31	<u>539,600</u>	<u>438,700</u>	<u>394,300</u>	<u>316,500</u>	<u>280,900</u>	<u>238,500</u>
32	<u>542,400</u>	<u>441,000</u>	<u>396,600</u>	<u>318,300</u>	<u>282,700</u>	<u>239,600</u>
33	<u>545,200</u>	<u>443,300</u>	<u>398,900</u>	<u>320,100</u>	<u>284,500</u>	<u>240,700</u>
34	<u>548,000</u>	<u>445,600</u>	<u>401,200</u>	<u>321,900</u>	<u>286,300</u>	<u>241,500</u>
35	<u>550,800</u>	<u>447,900</u>	<u>403,500</u>	<u>323,700</u>	<u>288,100</u>	<u>242,300</u>
36	<u>553,600</u>	<u>450,200</u>	<u>405,800</u>	<u>325,500</u>	<u>289,900</u>	<u>243,100</u>
37	<u>556,400</u>	<u>452,500</u>	<u>408,100</u>	<u>327,300</u>	<u>291,700</u>	<u>243,900</u>
38	<u>559,200</u>	<u>454,800</u>	<u>410,400</u>	<u>329,100</u>	<u>293,500</u>	<u>244,400</u>
39	<u>561,900</u>	<u>457,100</u>	<u>412,700</u>	<u>330,900</u>	<u>295,300</u>	<u>244,900</u>
40	<u>564,400</u>	<u>459,400</u>	<u>415,000</u>	<u>332,700</u>	<u>297,100</u>	<u>245,400</u>
41	<u>566,600</u>	<u>461,700</u>	<u>417,000</u>	<u>334,500</u>	<u>298,900</u>	<u>245,700</u>
42	<u>568,100</u>	<u>464,000</u>	<u>419,000</u>	<u>336,300</u>	<u>300,400</u>	<u>246,000</u>
43	<u>569,500</u>	<u>466,100</u>	<u>421,000</u>	<u>338,100</u>	<u>301,900</u>	<u>246,300</u>
44	<u>570,600</u>	<u>468,200</u>	<u>423,000</u>	<u>339,900</u>	<u>303,400</u>	<u>246,600</u>
45	<u>571,500</u>	<u>470,300</u>	<u>424,700</u>	<u>341,700</u>	<u>304,600</u>	<u>246,900</u>
46	<u>572,300</u>	<u>472,400</u>	<u>426,400</u>	<u>343,500</u>	<u>305,800</u>	<u>247,200</u>
47	<u>573,000</u>	<u>474,500</u>	<u>428,100</u>	<u>345,300</u>	<u>307,000</u>	<u>247,500</u>
48	<u>573,700</u>	<u>476,600</u>	<u>429,800</u>	<u>347,100</u>	<u>308,000</u>	<u>247,800</u>
49	<u>574,400</u>	<u>478,700</u>	<u>431,500</u>	<u>348,900</u>	<u>309,000</u>	<u>248,100</u>
50	—	<u>480,800</u>	<u>432,900</u>	<u>350,700</u>	<u>310,000</u>	<u>248,400</u>
51	—	<u>482,900</u>	<u>434,300</u>	<u>352,500</u>	<u>311,000</u>	<u>248,700</u>
52	—	<u>485,000</u>	<u>435,700</u>	<u>354,300</u>	<u>312,000</u>	<u>249,000</u>
53	—	<u>487,100</u>	<u>437,100</u>	<u>356,100</u>	<u>313,000</u>	<u>249,300</u>
54	—	<u>489,200</u>	<u>438,500</u>	<u>357,900</u>	<u>314,000</u>	<u>249,600</u>
55	—	<u>491,300</u>	<u>439,900</u>	<u>359,700</u>	<u>315,000</u>	<u>249,900</u>
56	—	<u>493,400</u>	<u>441,300</u>	<u>361,500</u>	<u>316,000</u>	<u>250,200</u>
57	—	<u>495,200</u>	<u>442,700</u>	<u>363,300</u>	<u>317,000</u>	<u>250,500</u>
58	—	<u>497,000</u>	<u>443,800</u>	<u>365,100</u>	<u>318,000</u>	<u>250,800</u>
59	—	<u>498,800</u>	<u>444,900</u>	<u>366,900</u>	<u>319,000</u>	<u>251,100</u>
60	—	<u>500,600</u>	<u>446,000</u>	<u>368,700</u>	<u>320,000</u>	<u>251,400</u>
61	—	<u>502,400</u>	<u>446,900</u>	<u>370,500</u>	<u>321,000</u>	<u>251,700</u>
62	—	<u>504,200</u>	<u>447,800</u>	<u>372,300</u>	<u>322,000</u>	—
63	—	<u>506,000</u>	<u>448,700</u>	<u>374,100</u>	<u>323,000</u>	—

64	—	<u>507,800</u>	<u>449,600</u>	<u>375,900</u>	<u>324,000</u>	—
65	—	<u>509,600</u>	<u>450,500</u>	<u>377,700</u>	<u>325,000</u>	—
66	—	<u>511,400</u>	<u>451,200</u>	<u>379,300</u>	<u>326,000</u>	—
67	—	<u>512,800</u>	<u>451,900</u>	<u>380,900</u>	<u>327,000</u>	—
68	—	<u>513,800</u>	<u>452,600</u>	<u>382,500</u>	<u>328,000</u>	—
69	—	<u>514,400</u>	<u>453,300</u>	<u>384,100</u>	<u>329,000</u>	—
70	—	<u>514,800</u>	<u>454,000</u>	<u>385,700</u>	<u>330,000</u>	—
71	—	<u>515,200</u>	<u>454,500</u>	<u>387,200</u>	<u>331,000</u>	—
72	—	<u>515,600</u>	<u>455,000</u>	<u>388,700</u>	<u>332,000</u>	—
73	—	—	<u>455,500</u>	<u>390,200</u>	<u>333,000</u>	—
74	—	—	<u>456,000</u>	<u>391,700</u>	<u>334,000</u>	—
75	—	—	<u>456,500</u>	<u>393,200</u>	<u>335,000</u>	—
76	—	—	<u>456,800</u>	<u>394,400</u>	<u>336,000</u>	—
77	—	—	<u>457,100</u>	<u>395,600</u>	<u>337,000</u>	—
78	—	—	<u>457,400</u>	<u>396,800</u>	<u>338,000</u>	—
79	—	—	<u>457,700</u>	<u>398,000</u>	<u>339,000</u>	—
80	—	—	<u>458,000</u>	<u>399,200</u>	<u>339,900</u>	—
81	—	—	<u>458,300</u>	<u>400,200</u>	<u>340,800</u>	—
82	—	—	<u>458,600</u>	<u>401,200</u>	<u>341,700</u>	—
83	—	—	<u>458,900</u>	<u>402,200</u>	<u>342,400</u>	—
84	—	—	<u>459,200</u>	<u>403,200</u>	<u>343,100</u>	—
85	—	—	<u>459,500</u>	<u>404,000</u>	<u>343,700</u>	—
86	—	—	<u>459,700</u>	<u>404,800</u>	<u>344,300</u>	—
87	—	—	<u>459,900</u>	<u>405,600</u>	<u>344,900</u>	—
88	—	—	<u>460,100</u>	<u>406,200</u>	<u>345,500</u>	—
89	—	—	<u>460,300</u>	<u>406,800</u>	<u>346,000</u>	—
90	—	—	<u>460,500</u>	<u>407,400</u>	—	—
91	—	—	<u>460,700</u>	<u>407,800</u>	—	—
92	—	—	<u>460,900</u>	<u>408,200</u>	—	—
93	—	—	<u>461,100</u>	<u>408,600</u>	—	—
94	—	—	<u>461,300</u>	<u>409,000</u>	—	—
95	—	—	<u>461,500</u>	<u>409,400</u>	—	—
96	—	—	<u>461,700</u>	<u>409,700</u>	—	—
97	—	—	<u>461,900</u>	<u>410,000</u>	—	—

98	—	—	<u>462,100</u>	<u>410,300</u>	—	—
99	—	—	—	<u>410,600</u>	—	—
100	—	—	—	<u>410,900</u>	—	—
101	—	—	—	<u>411,200</u>	—	—
102	—	—	—	<u>411,500</u>	—	—
103	—	—	—	<u>411,800</u>	—	—
104	—	—	—	<u>412,100</u>	—	—
105	—	—	—	<u>412,400</u>	—	—
106	—	—	—	<u>412,700</u>	—	—
107	—	—	—	<u>413,000</u>	—	—
108	—	—	—	<u>413,300</u>	—	—
109	—	—	—	<u>413,600</u>	—	—
110	—	—	—	<u>413,900</u>	—	—
111	—	—	—	<u>414,200</u>	—	—
112	—	—	—	<u>414,500</u>	—	—
113	—	—	—	<u>414,800</u>	—	—
114	—	—	—	<u>415,100</u>	—	—
115	—	—	—	<u>415,400</u>	—	—
116	—	—	—	<u>415,700</u>	—	—
117	—	—	—	<u>416,000</u>	—	—
118	—	—	—	<u>416,300</u>	—	—
119	—	—	—	<u>416,600</u>	—	—
120	—	—	—	<u>416,900</u>	—	—